

広島県訓令第三号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第四号中「出納長及び」を削る。

第五条中「ときは」の下に、「それぞれ、広島県副知事の担任事務等に関する規程（平成十九年広島県訓令第二号）により担任することとされた事務について」を加える。

第七条中「知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを除き」を「次に掲げるものを除き、知事の権限に属する事務のうち、広島県副知事の担任事務等に関する規程により担任することとされた事務について」に改める。

第八条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「事業調整監」の下に、「資金管理監」を加え、「出納管理監」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第九条第二項中「出納長室」を「会計管理局」に、「部長及び局長」を「副知事」に改め、同項の表を次のように改める。

決 裁 区 分	第 一 順 位 者	第 二 順 位 者
副知事	総務部長	会計管理局長

第十条後段中「のは、」を「のは」に、「読み替える」を「同条第二項の表中「総務部長 会計管理局長」とあるのは「会計管理局長 総務部長」と読み替える」に改める。

第十二条中「（大学を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

別表第一中

部 室 名	幹 事 室 長 等
出 納 長 室	出納総務室長

を

部 局 名	幹 事 室 長 等
会計管理局	会計総務室長

に改める。

別表第二室長専決事項の欄中第四十七号を第四十九号とし、第三十九号から第四十六号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第三十八号中「育児」を「勤務時間等条例第八条の二の規定による育児」に、「制限の承認」を「制限」に改め、同号を同欄第四十号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十九 勤務時間等条例第八条の規定による育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認

別表第二室長専決事項の欄中第三十七号を第三十八号とし、同号の前に次の一号を加える。
三十七 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）第六条第二項の規定による職員の休憩時間の短縮

「出 計 納 計 納 計 納 計
「会 「出 「会
別表第三出納長室の部中 長 納 計 納 計 納 計
を 管 納 納 納 納
に、 総 納 納 納
を 総 納 納
に改め、同部用度室の項部長 局 理 務 務 務
「室 「局 「室 「室 「室

専決事項の欄中第一号及び第二号を削り、同項局長専決事項の欄第一号を次のように改める。

- 一 収支の原因となる行為について決裁を経たものの物品の購入、修繕、売払い及び会計管理局長が別に指定する借入れの契約

別表第三出納長室の部用度室の項室長専決事項の欄第一号(三)中「出納長」を「会計管理局長」に改め、同表総務部の部総務管理局の款文書法制室の項室長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同款行政管理室の項局長専決事項の欄第一号及び同項室長専決事項の欄第一号中「（大学を除く。）」を削り、

「私 「消 「
学 「学 「保 防
振 事 に、 安 を
興 室 「室 安 保
「室 「室 「室 「室

国 「医
保 療
医 を 保 に改め、同部保健医療局の款保健対策室の項室長専決事項の欄第一号中「結核療 険
室 「室」
予防法（昭和二十六年法律第九十六号）」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」に改め、同号(一)中「第三十八条第二項」を「第四十条第二項」に改め、同号(二)中「第三十八条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同欄第二号中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「臨時の予防接種」の下に「（結核に係るものを除く。）」を加え、同表農林水産部の部総務管理局の款団体検査室の項室長専決事項の欄に次の一号を加える。

七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第四十三条第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場

